

地域共生型の再生可能エネルギー導入のための
促進区域の設定に関する環境配慮基準
(宮崎県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)別冊)

令和6年3月 策定

宮崎県

目次

第1章 基本的事項	2
1 基準策定の趣旨	2
2 基準の位置づけ	2
3 基準の対象	2
第2章 基準	3
1 太陽光発電	3
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外すべき区域)	
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項	
2 風力発電	11
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外すべき区域)	
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項	
3 バイオマス発電	18
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外すべき区域)	
(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項	
第3章 基準の見直しについて	26

第1章 基本的事項

1 基準策定の趣旨

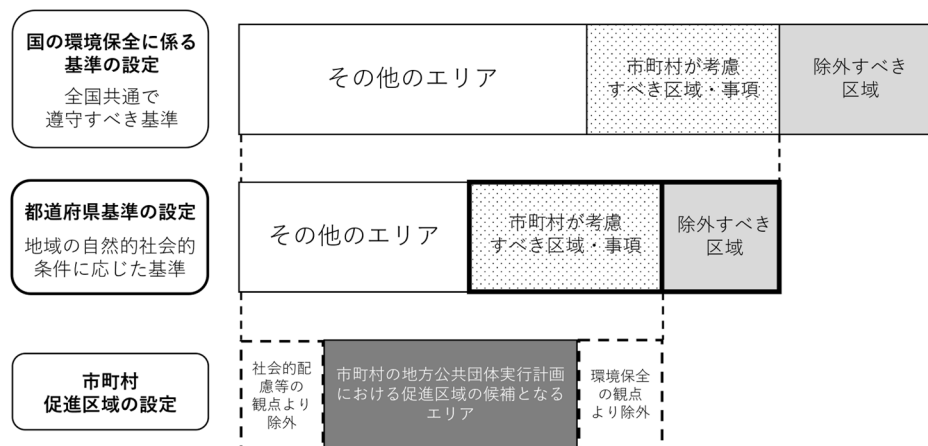
本県では、令和5年3月に第四次宮崎県環境基本計画を一部改定し、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で「50%削減」することとし、2050年の温室効果ガス「実質ゼロ」を目指して地球温暖化対策に取り組んでいます。また、改定計画では、施策体系に「再生可能エネルギー等の導入促進」を位置づけ、県内に再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を導入促進することとし、導入目標を設定し、取組を強化することとしています。

こうした中、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）が改正され、すべての市町村は、地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、再エネを促進させる区域（以下「促進区域」という。）を定めるよう努めることとされました。また、都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する県の基準（以下「基準」という。）を定めることができることとされました。

そのため、県が望ましい再エネ立地の考え方を明確にすることで、県内市町村が適切に立地誘導を行えるようになることを目指すとともに、地域の合意形成を円滑化しつつ、地域の脱炭素化を促進するため、基準を策定することとしました。

2 基準の位置づけ

本基準は、法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準です。



3 基準の対象

- ・ 太陽光発電（建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものを除く）
- ・ 風力発電（洋上風力を除く）
- ・ バイオマス発電

第2章 基準

1 太陽光発電

(1) 促進区域に含めることが適切でない認められる区域（除外すべき区域）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。（以下「規則」という。））第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない認められる区域」は次のとおりです。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林・保安林予定森林等	森林法
	河川区域	河川法
	海岸保全区域 一般公共海岸区域	海岸法
動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	重要生息地	県野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域内	県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園区域（普通地域を除く）	自然公園法
	国定公園区域（普通地域を除く）	自然公園法
	県立自然公園区域（普通地域を除く）	県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他、県が必要と判断するもの	沿道自然景観地区	宮崎県沿道修景美化条例
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律
	甲種農地、第1種農地	農地法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項

規則第5条の4第2項第2号に規定する「環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）」等は次のとおりです。

市町村は、考慮対象事項について「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行う必要があります。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境保全への適切な配慮のための考え方に応じた措置が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置づける必要があります。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の配慮が特に必要な施設（学校、保育所、図書館、病院、診療所及び福祉施設等。以下、「保全対象施設」という。）の分布状況 住居がまとまって存在する地域の分布状況 騒音に係る環境基準の類型指定地域 環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース（EADAS） 「国土数値情報（学校）」（国土交通省） 「国土数値情報（医療機関）」（国土交通省） 「国土数値情報（福祉施設）」（国土交通省） 地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院） 市町村都市計画部局に確認 環境アセスメントデータベース（EADAS） 市町村環境部局に確認 宮崎県ホームページ「みやざきの環境（環境白書）」 	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設や住宅と太陽光発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、騒音の距離減衰式等により騒音レベルを予測し、騒音の影響を極力低減できるように十分な離隔距離を設けること。 騒音（低周波音を含む。）による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナへの囲いや、環境配慮が特に必要な施設との境界に壁等を設置するなど十分な対策を講じること。 特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音（低周波音を含む。）による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況（上水道、工業用水、農業用水等） 漁業権及び漁業許可の設定状況 湖沼・ため池等の位置と規模、貯水量 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース（EADAS） 宮崎県漁業管理課に確認 環境アセスメントデータベース（EADAS） ため池データベース 	<ul style="list-style-type: none"> 降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用すること。 洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講じること。 特に排水先下流で漁業が行われている場合や飲用水等としての利水がある場合は対策を徹底すること。 水のかん養機能等に留意した造成計画を検討すること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定 環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース (EADAS) 宮崎県ホームページ「みやざきの環境(大気及び水質の測定結果)」 「みやざきの環境(環境白書)」 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準の未達成地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。(対象:浮遊物質量(SS))
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき地形・地質の存在 国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在 ジオパークのジオサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース (EADAS) 地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) 自然環境保全基礎調査 日本の地形レッドデータブック第1、2集(日本の地形レッドデータブック作成委員会) 宮崎県ホームページ「みやざきデジタルミュージアム」 「みやざき文化財情報」 日本ジオパークネットワーク(JGN)ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。 国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、事業区域に含めないようにすること。 当該地形の改変を避け、又は改変面積を最小限に抑えた事業計画にすること。
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 土石流危険渓流 地域森林計画対象森林 山地災害危険地区 宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域(宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域指定後(R7年度指定予定)) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース (EADAS) 宮崎県ホームページ「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」 各土木事務所、西臼杵支庁 宮崎県森林経営課に確認 宮崎県ホームページ「地域森林計画」 宮崎県自然環境課に確認 宮崎県ホームページ「ひなたGIS」 宮崎県技術企画課、建築住宅課、砂防課、自然環境課、担い手農地対策課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流(※)において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがないようにすること。 ※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域(土石流)の基準地点より上流の渓流。 人家など集落の上流・周辺域の森林では、森林法の開発基準や配慮事項に基づき、森林の保全に支障を及ぼすおそれがないようにすること。 山地災害危険地区内及び上流・周辺域において事業を予定する場合には、山地災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 事業区域が宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域・造成宅地防災区域である場合には、法の技術的基準に基づき、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないようにすること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・河川保全区域 ・土地の災害履歴 ・農業用ため池の影響する区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者へ確認 ・国土交通省土地保全図(災害履歴図) ・市町村所管課に確認 ・宮崎県河川課、砂防課に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきの農業用ため池」 ・市町村ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。 ・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。 ・農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とし、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、に基づき手続きを行うこと。
反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設の分布状況 ・住居がまとまって存在する地域の分布状況 ・交通網・交通機関の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・関係機関、部局が示す情報 ・「国土数値情報(学校)」(国土交通省) ・「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省) ・「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省) ・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) ・市町村の都市計画部局に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・大阪航空局宮崎空港事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置若しくは向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。 ・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、反射光による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 ・事業区域の周辺に主要な高速道路や鉄道、空港等の施設がある場合には、太陽光パネルの反射光による運転者への影響等をシミュレーション等により確認すること。確認の結果、反射光の影響が懸念される場合には、上記の保全対象施設と同様に、必要な対策を講じること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。) ・県指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・宮崎県ホームページ「鳥獣保護区等位置図について」 ・九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区のそれぞれ周囲1kmの範囲内(特別保護地区を除く。)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周辺においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生息・生育状況 ・指定希少野生動植物種の生息・生育状況 ・国・県・市町村が指定する動物に関する天然記念物 ・環境省レッドリスト ・宮崎県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」 ・宮崎県自然環境課に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきデジタルミュージアム」 「みやざき文化財情報」 ・市町村指定文化財は各自自治体のホームページを参照のこと。 ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・宮崎県レッドリスト ・宮崎県レッドデータブック 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。 ・動物の繁殖や生息条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、地下工事等を避けること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生息・生育状況 ・指定希少野生動植物種の生息・生育状況 ・国・県が指定する植物に関する天然記念物 ・環境省レッドリスト ・宮崎県レッドリスト ・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」 ・宮崎県自然環境課に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきデジタルミュージアム」 「みやざき文化財情報」 ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・県レッドリスト ・県レッドデータブック ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」 ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生育環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を確保するなどにより、将来にわたって存続させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合には、原状回復及び回復措置を行うこと。 ・注目すべき植物の生育立地の条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、工事を避けること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
地域を 特徴づ ける生 態系へ の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山 ・重要湿地 ・重要海域 ・保護林 ・緑の回廊 ・ユネスコエコパーク (核心地域、緩衝地 域) ・保護水面 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータ ベース (EADAS) ・九州地方環境事務所に確 認 ・宮崎県自然環境課に確認 ・環境アセスメントデータ ベース (EADAS) ・九州森林管理局に確認 ・宮崎県漁業管理課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に重要地 域が含まれている場合は、特に配慮を必要とする種の生 息、生育状況とその保全に必要な措置について調査し、 当該動植物種への影響を極力回避した事業計画とするこ と。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とするこ と。 ・促進区域を設定しようとする地域やその下流に保護水 面が設定されている場合は、対象種の産卵や成長等への 影響及び対象種の生態に関係する動植物や生息環境への 影響を回避すること。特に、濁水による影響について留 意すること。
主要な 眺望点 及び景 観資源 並びに 主要な 眺望景 観への 影響	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の対象区域 ・国立公園区域の普通 地域 ・国定公園区域の普通 地域 ・県立自然公園区域の 普通地域 ・伝統的建造物群保存 地区 ・重要文化的景観 ・史跡・名勝・天然記 念物指定地 ・世界農業遺産 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村所管課に確認 ・環境アセスメントデータ ベース (EADAS) ・九州森林管理局に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 ・市町村の文化財行政担当 部署へ確認 ・宮崎県中山間農業振興室 に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景 観計画所定の手続きに留意し、かつ、景観形成基準への 適合等、景観に配慮した事業計画とすること。 ・景観計画区域内の重点区域については、景観への影響 を鑑み、事業の計画段階において、関係自治体と協議を 行うこと。 ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家 や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置 を講じること。 ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色 彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置 を講じること。 ・文化財保護法、文化財保護条例等で指定又は選定され ている各市町村の文化財については、文化財の現状変更 の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為に ついては許可が必要となっている場合があり、左記の地 区等（景観に関連する文化財で面的な広がりを持つ文化 的景観等）が存在する場合には、眺望点や主要な眺望 方向の設定において留意すること。 ・世界農業遺産地域のみならず、その資産範囲周辺に設 定される緩衝地帯及びその近傍（海域を含む。）であっ ても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすこ とがないよう、事業の計画段階において、関係自治体と 協議を行うこと。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> 九州自然歩道 キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県ホームページ「みやざきの自然公園 九州自然歩道」 環境アセスメントデータベース (EADAS) 観光便覧、観光パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に自然とのふれあいの活動の場がある場合は、当該地の改変を避け、又はその改変面積を最小限に抑えること。
その他宮崎県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく地区計画の区域 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域 洪水浸水想定区域 雨水出水浸水想定区域 高潮浸水想定区域 津波災害警戒区域 津波浸水想定区域 漁港区域 臨港地区、港湾隣接地域 周知の埋蔵文化財包蔵地 災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の都市計画部に確認 環境アセスメントデータベース (EADAS) 宮崎県循環社会推進課に確認 (宮崎市を除く) 宮崎市環境指導課に確認 (宮崎市) 環境アセスメントデータベース (EADAS) 国土交通省洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ 各市町村の作成するハザードマップ 宮崎県ホームページ 宮崎県漁業管理課に確認 宮崎県港湾課に確認 市町村の文化財行政担当部署に確認 市町村の関係部に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障 (廃棄物の飛散・流出、ガスの発生公共の水域又は地下水への汚染等) が生じることがないように事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 掘削等土地の形質の変更に伴って生じた廃棄物は適正に処理すること。 設備の設置場所に浸水が想定される区域が含まれる場合には、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討すること。 事業区域が漁港区域である場合には、漁港の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。 事業区域が港湾区域、臨港地区または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。 周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係市町村と協議を行うこと。 事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には、発掘調査等の措置を行うこと。 計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
その他 宮崎県 が必要 と判断 するも の	<ul style="list-style-type: none"> ・設置後の維持管理計画の検討及び事業計画終了後の処分計画の有無 ・土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧」 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。 ・事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐため適切な撤去・処分について、国の方針等を踏まえて計画すること。 ・計画地に要措置区域及び形質変更時要届出区域が存在する場合には、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

2 風力発電

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（除外すべき区域）

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと思われる区域」は次のとおりです。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	河川区域	河川法
	海岸保全区域 一般公共海岸区域	海岸法
動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	重要生息地	県野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域内	県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園区域（普通地域を除く）	自然公園法
	国定公園区域（普通地域を除く）	自然公園法
	県立自然公園区域（普通地域を除く）	県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他、県が必要と判断するもの	沿道自然景観地区	宮崎県沿道修景美化条例
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律
	甲種農地、第1種農地	農地法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項

規則第5条の4第2項第2号に規定する考慮対象事項等は次のとおりです。

市町村は、考慮対象事項について「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行う必要があります。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境保全への適切な配慮のための考え方に応じた措置が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」(法第21条第5項第5号イ)として地方公共団体実行計画(区域施策編)へ位置づける必要があります。さらに、風力発電の部材輸送や送電施設の整備に伴う土地の改変等による影響等についても考慮する必要があります。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の配慮が必要な施設(学校、保育所、図書館、病院、診療所及び福祉施設等。以下、「保全対象施設」という。)の分布状況 住居がまとまって存在する地域の分布状況 騒音に係る環境基準の類型指定地域 環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS) 「国土数値情報(学校)」(国土交通省) 「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省) 「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省) 地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) 市町村環境部に確認 宮崎県ホームページ「みやざきの環境(環境白書)」 	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設や住宅と風力発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、騒音の距離減衰式等により騒音レベルを予測し、また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月環境省通知)との整合が図られているか検討するなど、騒音の影響を極力低減できるよう十分な離隔距離を設けること。 騒音(低周波音を含む。)による影響が懸念される場合には、十分な対策を講じること。 特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音(低周波音を含む。)による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき地形・地質の存在 国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在 ジオパークのジオサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS) 地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) 自然環境保全基礎調査 日本の地形レッドデータブック第1、2集(日本の地形レッドデータブック作成委員会) 宮崎県ホームページ「みやざきデジタルミュージアム」 「みやざき文化財情報」 日本ジオパークネットワーク(JGN)ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。 国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、事業区域に含めないようにすること。 当該地形の改変を避け、又は改変面積を最小限に抑えた事業計画にすること。

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
土地の 安定性 への影 響	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・土石流危険渓流 ・山地災害危険地区 ・保安林 ・保安林予定森林等 ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・造成宅地防災区域 (宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域指定後(R7年度指定予定)) ・河川保全区域 ・土地の災害履歴 ・農業用ため池の影響する区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) ・宮崎県ホームページ「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」 ・各土木事務所、西臼杵支庁 ・宮崎県自然環境課に確認 ・宮崎県ホームページ「ひなたGIS」 ・保安林の所在する管内の宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局又は宮崎県自然環境課に確認 ・保安林指定予定森林の所在する管内の宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局又は自然環境課に確認 ・宮崎県技術企画課、建築住宅課、砂防課、自然環境課、担い手農地対策課に確認 ・河川管理者へ確認 ・国土交通省土地保全図(災害履歴図) ・市町村所管課に確認 ・宮崎県河川課、砂防課に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきの農業用ため池」 ・市町村ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流(※)において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがないようにすること。 ※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域(土石流)の基準地点より上流の渓流。 ・山地災害危険地区内及び上流・周辺域において事業を予定する場合には、山地災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・「保安林の指定解除事務等マニュアル(風力編)」(林野庁)に基づき、必要な手続を行うこと。 ・事業の公的土地利用計画による位置づけに考慮し、保安林の指定目的の達成に支障がないと認められる場合、(風量調査の結果、保安林外で適地がないと判断された場合)に限って設置(保安林解除)できる。 ・公益目的を達成するために制限を課す予定である森林であるため、保安林と同様に慎重に検討すること。 ・事業区域が宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域・造成宅地防災区域である場合には、法の技術的基準に基づき、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。 ・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。 ・農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とし、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、に基づき手続を行うこと。

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
風車の影による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設の分布状況 ・住居がまとまって存在する地域の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・「国土数値情報(学校)」(国土交通省) ・「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省) ・「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省) ・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) ・市町村の都市計画部局に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・風車の影が、保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう風力発電機の配置を検討すること。 ・特に住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、風車の影による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。) ・県指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。) ・国内希少野生動植物種の生息・生育状況 ・指定希少野生動植物種の生息・生育状況 ・国・県・市町村が指定する動物に関する天然記念物 ・環境省レッドリスト ・宮崎県レッドリスト ・重要野鳥生息地 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・宮崎県ホームページ「鳥獣保護区等位置図について」 ・九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 ・環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」 ・宮崎県自然環境課に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきデジタルミュージアム」 ・「みやざき文化財情報」 ・各自治体ホームページ(市町村指定文化財) ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・宮崎県レッドリスト ・宮崎県レッドデータブック ・日本野鳥の会ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区のそれぞれ周囲1 kmの範囲内(特別保護地区を除く。)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 ・希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場所は、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。 ・動物の繁殖や生息条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、地下工事等を避けること。 ・重要野鳥生息地(IBA)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な鳥類の生息地、集団飛来地 ・渡りのルート 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) (風力発電に係るセンシティブティマップ) ・鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き 	<ul style="list-style-type: none"> ・風車への衝突 (バードストライク) や渡り鳥の移動ルートなどの行動阻害、土地改変に伴う生息環境への影響等に配慮すること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生息・生育状況 ・指定希少野生動植物種の生息・生育状況 ・国・県が指定する植物に関する天然記念物 ・環境省レッドリスト ・宮崎県レッドリスト ・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」 ・宮崎県自然環境課に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきデジタルミュージアム」 「みやざき文化財情報」 ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・県レッドリスト ・県レッドデータブック ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」 ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生育場所の土地の改変を行わず、その生育環境の保全に必要な条件 (水象、日照等) を確保するなどにより、将来にわたって存続させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合には、原状回復及び回復措置を行うこと。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山 ・重要湿地 ・重要海域 ・保護林 ・緑の回廊 ・ユネスコエコパーク (核心地域、緩衝地域) ・保護水面 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・九州森林管理局 ・宮崎県漁業管理課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に重要地域が含まれている場合は、特に配慮を必要とする種の生息、生育状況とその保全に必要な措置について調査し、当該動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・促進区域を設定しようとする地域やその下流に保護水面が設定されている場合は、対象種の産卵や成長等への影響及び対象種の生態に関係する動植物や生息環境への影響を回避すること。

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
主要な 眺望点 及び景 観資源 並びに 主要な 眺望景 観への 影響	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の対象区域 ・国立公園区域の普通地域 ・国定公園区域の普通地域 ・県立自然公園区域の普通地域 ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・史跡・名勝・天然記念物指定地 ・世界農業遺産 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村所管課に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・九州森林管理局に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 ・市町村の文化財行政担当部署へ確認 ・宮崎県中山間農業振興室に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景観計画所定の手続きに留意し、かつ、景観形成基準への適合等、景観に配慮した事業計画とすること。 ・景観計画区域内の重点区域については、景観への影響を鑑み、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。 ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること。 ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること。 ・文化財保護法、文化財保護条例で指定又は選定されている文化財については、文化財の現状変更の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっている場合があり、左記の地区等（景観に関連する文化財で面的な広がりを持つ文化的景観等）が存在する場合には、眺望点や主要な眺望方向の設定において留意すること。 ・世界農業遺産地域のみならず、その資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍（海域を含む。）であっても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすことがないように、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。
主要な 人と自 然との 触れ合 いの活 動の場 への影 響	<ul style="list-style-type: none"> ・九州自然歩道 ・キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県ホームページ「みやぎの自然公園 九州自然歩道」 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・観光便覧、観光パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に自然とのふれあいの活動の場がある場合は、当該地の改変を避け、又はその改変面積を最小限に抑えること。
その他 宮崎県 が必要 と判断 するも の	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく地区計画の区域 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の都市計画部に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・宮崎県循環社会推進課に確認（宮崎市を除く） ・宮崎市環境指導課に確認（宮崎市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 ・廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障（廃棄物の飛散・流出、ガスの発生公共の水域又は地下水への汚染等）が生ずることがないように事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 ・掘削等土地の形質の変更に伴って生じた廃棄物は適正に処理すること。

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
その他 宮崎県 が必要 と判断 するも の	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域 ・雨水出水浸水想定区域 ・高潮浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ・津波浸水想定区域 ・漁港区域 ・臨港地区、港湾隣接地域 ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等 ・土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・国土交通省洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ ・各市町村の作成するハザードマップ ・宮崎県ホームページ ・宮崎県漁業管理課に確認 ・宮崎県港湾課に確認 ・市町村の文化財行政担当部署に確認 ・市町村の関係部局に確認 ・環境省ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧」 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置場所に浸水が想定される区域が含まれる場合には、浸水リスクの回避を検討すること。 ・事業区域が漁港区域である場合には、漁港の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・事業区域が港湾区域、臨港地区または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係市町村と協議を行うこと。 ・事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には発掘調査等の措置を行うこと。 ・計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。 ・計画地に要措置区域及び形質変更時要届出区域が存在する場合には、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

3 バイオマス発電

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（除外すべき区域）

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと思われる区域」は次のとおりです。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林・保安林予定森林等	森林法
	河川区域	河川法
	海岸保全区域	海岸法
	一般公共海岸区域	海岸法
動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	重要生息地	県野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域内	県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園区域（普通地域を除く）	自然公園法
	国定公園区域（普通地域を除く）	自然公園法
	県立自然公園区域（普通地域を除く）	県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他、県が必要と判断するもの	沿道自然景観地区	宮崎県沿道修景美化条例
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律
	甲種農地、第1種農地	農地法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項

規則第5条の4第2項第2号に規定する考慮対象事項等は次のとおりです。

市町村は、考慮対象事項について「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行う必要があります。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境保全への適切な配慮のための考え方に応じた措置が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」(法第21条第5項第5号イ)として地方公共団体実行計画(区域施策編)へ位置づける必要があります。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
大気質による影響	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の配慮が必要な施設(学校、保育所、図書館、病院、診療所及び福祉施設等。以下、「保全対象施設」という。)の分布状況 住居がまとまって存在する地域の分布状況 ばい煙発生施設に係る排出基準等 大気質に係る環境基準 環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS) 「国土数値情報(学校)」(国土交通省) 「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省) 「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省) 地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) 市町村都市計画部局に確認 環境アセスメントデータベース(EADAS) 経済産業省九州産業保安監督部に確認 市町村環境部局に確認 宮崎県ホームページ「みやざきの環境(環境白書)」 	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設や住宅とバイオマス発電施設までの距離については、施設の規模・性能、使用する燃料等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、排出ガス等の影響を受けないよう十分な離隔距離を設けること。 特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、大気質悪化による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 施設の設置区域に応じた排出基準を十分に下回る排ガス処理施設等を設置するとともに、適切な維持管理体制を整備すること。 硫酸酸化物、ばいじん、有害物質(窒素酸化物含む。)など、バイオマス発電所に適用される排出基準を把握し、基準を遵守するとともに、大気汚染の防止に係る技術水準及び経済性を勘案の上、できる限り環境への影響を低減するよう採用可能な大気汚染防止対策を講ずること。 環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。(対象：硫酸酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための 取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音に よる影 響	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設の分布状況 ・住居がまとまって存在する地域の分布状況 ・騒音に係る環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況 ・騒音規制法の区域の区分及び規制基準 ・振動規制法の規制地域の指定及び規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・「国土数値情報(学校)」(国土交通省) ・「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省) ・「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省) ・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) ・市町村都市計画部局に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・市町村環境部局に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきの環境(環境白書)」 ・各市町村環境部局 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設や住宅とバイオマス発電施設までの距離については、施設の規模・性能、使用する燃料等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、騒音の距離減衰式等により騒音レベルを予測し、騒音の影響を極力低減できるように十分な離隔距離を設けること。 ・騒音(低周波音を含む。)による影響が懸念される場合には、十分な防音対策を講じること。 ・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音・振動(低周波音を含む。)による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 ・環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。 ・バイオマス発電所に適用される騒音・振動の規制基準を把握し、基準を遵守するとともに、周辺への環境影響の低減を図ること。
悪臭に よる影 響	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設の分布状況 ・住居がまとまって存在する地域の分布状況 ・悪臭防止法の規制地域の指定及び規制基準の設定状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・「国土数値情報(学校)」(国土交通省) ・「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省) ・「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省) ・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) ・市町村の都市計画部局に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・各市町村環境部局 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設や住宅とバイオマス発電施設までの距離については、施設の規模・性能、使用する燃料等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、悪臭の影響を受けないよう十分な離隔距離を設けること。 ・悪臭による影響が懸念される場合には、燃料及び排ガスからの臭気の除去・脱臭装置等を設置するなど十分な悪臭対策を講じること。 ・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、悪臭による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 ・バイオマスの活用においては、原料搬入から搬出までの過程で原料や変換工程における悪臭の発生について十分に考慮し、生活環境の保全上、支障が生じないよう対策を講じること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。） ・県指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。） ・国内希少野生動植物種の生息・生育状況 ・指定希少野生動植物種の生息・生育状況 ・国・県・市町村が指定する動物に関する天然記念物 ・環境省レッドリスト ・宮崎県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・宮崎県ホームページ「鳥獣保護区等位置図について」 ・九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 ・環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」 ・宮崎県自然環境課に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきデジタルミュージアム」 「みやざき文化財情報」 ・各自治体ホームページ（市町村指定文化財） ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・宮崎県レッドリスト ・宮崎県レッドデータブック 	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区のそれぞれ周囲1 kmの範囲内（特別保護地区を除く。）については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 ・希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場所は、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。 ・動物の繁殖や生息条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、地下工事等を避けること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の生息・生育状況 ・指定希少野生動植物種の生息・生育状況 ・国・県が指定する植物に関する天然記念物 ・環境省レッドリスト ・宮崎県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」 ・宮崎県自然環境課に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきデジタルミュージアム」 「みやざき文化財情報」 ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・県レッドリスト ・県レッドデータブック 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生育場所の土地の改変を行わず、その生育環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を確保するなどにより、将来にわたって存続させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合には、原状回復及び回復措置を行うこと。 ・注目すべき植物の生育立地の条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、工事を避けること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」 ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山 ・重要湿地 ・重要海域 ・保護林 ・緑の回廊 ・ユネスコエコパーク(核心地域、緩衝地域) ・保護水面 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・九州地方環境事務所に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・九州森林管理局 ・宮崎県漁業管理課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に重要地域が含まれている場合は、特に配慮を必要とする種の生息、生育状況とその保全に必要な措置について調査し、当該動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・促進区域を設定しようとする地域やその下流に保護水面が設定されている場合は、対象種の産卵や成長等への影響及び対象種の生態に関係する動植物や生息環境への影響を回避すること。特に、温排水による影響について留意すること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の対象区域 ・国立公園区域の普通地域 ・国定公園区域の普通地域 ・県立自然公園区域の普通地域 ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・史跡・名勝・天然記念物指定地 ・世界農業遺産 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村所管課に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) ・九州森林管理局に確認 ・宮崎県自然環境課に確認 ・市町村の文化財行政担当部署へ確認 ・宮崎県中山間農業振興室に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景観計画所定の手続きに留意し、かつ、景観形成基準への適合等、景観に配慮した事業計画とすること。 ・景観計画区域内の重点区域については、景観への影響を鑑み、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。 ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること。 ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること。 ・文化財保護法、文化財保護条例等で指定又は選定されている各市町村の文化財については、文化財の現状変更の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっている場合があり、左記の地区等(景観に関連する文化財で面的な広がりを持つ文化的景観等)が存在する場合には、眺望点や主要な眺望方向の設定において留意すること。 ・世界農業遺産地域のみならず、その資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍(海域を含む。)であっても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすことがないよう、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
主要な 人と自然との 触れ合いの活 動の場 への影 響	<ul style="list-style-type: none"> 九州自然歩道 キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県ホームページ「みやざきの自然公園 九州自然歩道」 環境アセスメントデータベース (EADAS) 観光便覧、観光パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に自然とのふれあいの活動の場がある場合は、当該地の改変を避け、又はその改変面積を最小限に抑えること。
その他 宮崎県 が必要 と判断 するも の	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく地区計画の区域 取水施設の状況(上水道、工業用水、農業用水等) 漁業権及び漁業許可の設定状況 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定 環境基準の達成状況 排出先河川等の水温とバイオマス発電所からの排水水との水温との差 土砂災害警戒区域 土石流危険渓流 宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域(宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域指定後(R7年度指定予定)) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の都市計画部に確認 環境アセスメントデータベース (EADAS) 環境アセスメントデータベース (EADAS) 宮崎県漁業管理課に確認 環境アセスメントデータベース (EADAS) 宮崎県ホームページ「みやざきの環境(大気及び水質の測定結果)」 「みやざきの環境(環境白書)」 - 環境アセスメントデータベース (EADAS) 宮崎県ホームページ「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」 各土木事務所、西臼杵支庁 宮崎県技術企画課、建築住宅課、砂防課、自然環境課、担い手農地対策課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 バイオマス発電所に、水質汚濁の防止に係る技術水準及び経済性を勘案の上、できる限り環境への影響を低減するよう採用可能な水質汚濁対策を導入すること。(対象：化学的酸素要求量(COD；海域・湖沼)又は生物化学的酸素要求量(BOD；河川)及びpH、SS、全窒素並びに全燐等) 特に排水先下流で漁業が行われている場合や飲用水等としての利水がある場合は、対策を徹底すること。 環境基準の未達成地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。 排出水の水温が排出先の河川や海岸に生息する動物・植物及び生態系へ影響しないように対策をすること。特に、流量が少ない河川や温排水の拡散が見込みにくい海域へ多量の温排水を排出しないよう留意すること。 土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流(※)において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがないようにすること。 ※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域(土石流)の基準地点より上流の渓流。 事業区域が宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域・造成宅地防災区域である場合には、法の技術的基準に基づき、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないようにすること。

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
その他 宮崎県 が必要 と判断 するも の	<ul style="list-style-type: none"> ・河川保全区域 ・農業用ため池の影響する区域 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域 ・洪水浸水想定区域 ・雨水出水浸水想定区域 ・高潮浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ・津波浸水想定区域 ・漁港区域 ・臨港地区、港湾隣接地域 ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等 ・土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者へ確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきの農業用ため池」 ・市町村ホームページ ・宮崎県循環社会推進課に確認（宮崎市を除く） ・宮崎市環境指導課に確認（宮崎市） ・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・国土交通省洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ ・各市町村の作成するハザードマップ ・宮崎県ホームページ ・宮崎県漁業管理課に確認 ・宮崎県港湾課に確認 ・市町村の文化財行政担当部署に確認 ・市町村の関係部局に確認 ・環境省ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧」 	<ul style="list-style-type: none"> ・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。 ・農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とし、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、に基づき手続きを行うこと。 ・廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障（廃棄物の飛散・流出、ガスの発生公共の水域又は地下水への汚染等）が生ずることがないように事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 ・掘削等土地の形質の変更により生じた廃棄物は適正に処理すること。 ・設備の設置場所に浸水が想定される区域が含まれる場合には、浸水リスクの回避を検討すること。 ・事業区域が漁港区域である場合には、漁港の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・事業区域が港湾区域、臨港地区または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係市町村と協議を行うこと。 ・事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には発掘調査等の措置を行うこと。 ・計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。 ・計画地に要措置区域及び形質変更時要届出区域が存在する場合には、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のため の取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮 を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
その他 宮崎県 が必要 と判断 するも の	・木質バイオマス燃料 の安定調達の実現可能 性	-	・木質バイオマスを利用する既存事業者（バイオマス発 電事業者以外の事業者を含む。）の調達に著しい影響を 及ぼさず、かつ、バイオマス燃料の安定調達が可能な促 進区域の設定とすること。

第3章 基準の見直しについて

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。